

○国土交通省告示第五十号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十号を削り、第二十一号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第七号を次のように改める。

七 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

附 則

この告示は、公布の日から施行する。